

VII 退職後の手続きや届出に関すること

Q1 住所や氏名、年金の受取口座が変更になった場合、どのような手続きを行えばいいのですか？

A1

住所や氏名、年金の受取口座が変わったときは、当基金へ「住所・氏名・指定金融機関変更届」をすみやかに提出してください。変更届を提出しないとご送金のお知らせや源泉徴収票等の大切なお知らせが届かなかったり、年金の振込みができないことがあります。

当基金の変更届がお手元にはない場合は、ダウンロードしてお使いください

→当基金ホームページ「年金受給者・受給待期者の届出について」のページへ

■年金受給者の方(年金を受給している方)☞「住所・氏名・指定金融機関変更届」

■受給待期者の方(退職しているが年金の受給開始年齢(60歳)に達していない方)☞「住所・氏名変更届」

Q&A



Q

自治体の区画整理事業により住所表示が変わった場合は住所変更が必要ですか？



A

住居は同じ場合でも住所表示が変わった場合は変更届の提出が必要です。



Q

振込先金融機関の支店統廃合などで金融機関名や支店名が変わった場合、基金へ届出は必要ですか？



A

金融機関名(金融機関コード)や支店名(支店コード)が変更になった場合、届出は不要です(自動的に変更になります)。ただし、その際に口座番号が変わる場合は届出が必要です。

